

ひとり親家庭等医療費等助成事業の所得制限限度額について

～南房総市では、平成20年4月1日から扶養義務者の所得制限がなくなりました～

扶養親族等の数	受給者(孤児などの養育者以外)	配偶者 孤児などの養育者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人	344万円	388万円
5人	382万円	426万円

所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある者についての限度額は、上記の額に次の額を加算した額です。

- (1) 受給者の場合は、
 - ① 老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
 - ② 特定扶養親族1人につき15万円
- (2) 配偶者、孤児などの養育者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

《所得額の計算方法》

(確定申告(年末調整)後の所得金額+母または父および児童が受け取る養育費の8割) - 80,000円(社会保険料共通控除) - その他の諸控除(医療費、雑損、小規模など)